

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 469

平成20年 5月26日(月曜日)

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経 営

税務会計

## 優遇税制で投資家にチャンス到来 リスクの理解も忘れずに!

個人による創業間もないベンチャー企業(VB)への投資を促すために設けられたエンジェル税制(優遇措置)。08年度税制改正によって株式取得に寄付金控除が適用されるなどの課税特例が拡充された。

これまで、VBは投資を呼び込みたいものの、個人投資家にとっては税制のメリットが少なくリスクは大きいため、常に二の足を踏む状態が続いてきた。経産省調査で過去10年間の最高投資額は05年の25億円であり、06年は15億円に満たず、年一千億円を越す規模の英米に大きく離されている。VB育成は90年代中期からの国の悲願であるが、税制が厚い壁となっていた。

また、未公開企業であるVBの情報収集は難しく、経営者や事業内容が不明確なこと、投資金額の回収に長期間かかることなど、成功確率が低いという先入感を拭えない点も否めない。そこで個人投資家育成に注力すべく、個人投資家同士が所属する団体(例・日本エンジェルズ・フォーラム)や、VBに分散投資する「エンジェルファンド」(例・コアピープル・パートナーズ)のようなファンドも増えている。国際的なエンジェル団体、IAIジャパンも投資家育成講座を開くが、投資家だけでなく起業家も参加できることで双方の育成を目指す「仕組み作り」に重点を置く。

リスクを内包するVB側は、自社の経営計画などがこれらの団体の合格点に達することが第一歩ともいえそうだ。

## 減価償却の法定耐用年数を見直し 機械装置を55区分に大幅簡素化

減価償却制度は昨年抜本改正されたが、耐用年数については、使用実態を調査した上で、2008年に見直すこととされていた。そして2008年度税制改正では、法定耐用年数区分について、別表第二(機械及び装置)の資産区分を、日本標準産業分類の中分類単位である55区分に大括り化するとともに、使用実態等を踏まえて耐用年数が見直されている。

改正前の法定耐用年数は、機械や装置の種類ごとに390区分に細分化されており、新技術や新製品が誕生するごとに適用する耐用年数等の問題が生じ得るとの指摘があった。

見直し後の耐用年数は、使用実態調査の結果得られた耐用年数区分ごとの平均使用年数と、一資産あたりの平均取得価額とを使用し、加重平均の方法により算出されている。ただし、実使用年数が短いことなどから、新たな耐用年数をそのまま適用することが適当でない設備については、その中分類のなかで細目として特例枠を設け、新区分で定めた年数よりも短い期間で償却できるような配慮も見受けられる。

これら法定耐用年数の見直しは、既存の減価償却資産についても適用されるため、実務的にも少なからぬ影響を及ぼすことは明確である。既存の減価償却資産についても償却率をすべて変更しなければならないため、事務負担が増えることに疑いの余地はない。改正の主な対象が機械装置であるため、大規模な工場ではかなりの事務負担が発生することが予想されている。

今週のキーワード

エンジェル税制

VB支援制度の一つで、エンジェル(株式未公開企業への大口の個人投資家)の投資を促し、課税を軽減する目的の優遇税制で、97年に創設された。08年度税制改革では優遇措置が拡充され、一定条件に該当する企業(創業1、3年以内などの特定新規中小会社)への投資は、年1,000万円までの投資額を給料など課税所得から控除されることになった。これにより給与所得者をはじめ一般投資家の投資がやすくなった。なお08年4月1日以後に株式を取得した場合に適用される。